

障 障 発 0 1 1 4 第 1 号
平成 2 2 年 1 月 1 4 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における新型インフルエンザ（A/H1N1）
ワクチンの接種について

標記について、障害福祉サービス事業所等（その範囲は別紙のとおり。）の利用者間においても新型インフルエンザの感染が確認されており、重症者の発生をできる限り減らすために、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン（以下「新型インフルエンザワクチン」という。）の接種について適切な指導をお願いしたい。

また、障害福祉サービス事業所等における新型インフルエンザワクチンの接種費用について下記のとおり取扱うこととするので、管内市町村及び管内障害福祉サービス事業所等に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

1 新型インフルエンザワクチンの接種費用について

障害福祉サービス事業所等の利用者に係る新型インフルエンザワクチンの接種費用（公費により負担される者については、一部実費徴収される費用。以下同じ。）については、原則として本人等の負担となるが、当該事業所等の判断により運営費から支出して差し支えないこと。

ただし、知的障害児施設等（通所施設を除く。）に入所する障害児等（契約により知的障害児施設等に入所している者を除く。）に係る今季の新型インフルエンザワクチンの接種費用については、当該施設において措置費の医療費として支出するものとする

2 その他

障害福祉サービス事業所等における新型インフルエンザの感染予防等については、関係者が正確な情報を収集・共有し、これに基づき行動することが重要である。

また、都道府県においては、下記厚生労働省ホームページ・新型インフルエンザ対策本部のサイトから必要な情報を取得するとともに、現状を把握し、各事業所が適切な対策を講じるよう指導すること。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html)

なお、季節性インフルエンザワクチンの接種費用については、従来の取扱いのとおりにする。

障害福祉サービス事業所等

(障害者自立支援法関係施設)

以下のサービスを提供する事業所

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・児童デイサービス
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・共同生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・共同生活援助
- ・障害者支援施設
- ・福祉ホーム

(旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設)

- ・身体障害者入所更生施設
- ・身体障害者通所更生施設
- ・身体障害者療護施設
- ・身体障害者入所授産施設
- ・身体障害者通所授産施設
- ・身体障害者小規模通所授産施設
- ・身体障害者福祉工場

(旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設)

- ・知的障害者入所更生施設
- ・知的障害者通所更生施設
- ・知的障害者入所授産施設
- ・知的障害者通所授産施設
- ・知的障害者小規模通所授産施設
- ・知的障害者通勤寮
- ・知的障害者福祉工場

(旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設)

- ・精神障害者生活訓練施設
- ・精神障害者福祉ホーム（B型）
- ・精神障害者入所授産施設
- ・精神障害者通所授産施設
- ・精神障害者小規模通所授産施設
- ・精神障害者福祉工場

(知的障害児施設等)

- ・知的障害児施設（自閉症児施設を含む）
- ・知的障害児通園施設
- ・盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を含む）
- ・肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設を含む）
- ・重症心身障害児施設